

# 田原認定こども園 重要事項説明書

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	鴨川市
事業者の所在地	鴨川市横渚1450
事業者の連絡先	04-7092-1111
代表者氏名	鴨川市長 佐々木 久之

### (2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	鴨川市立田原認定こども園							
所在地	千葉県鴨川市太尾369-1							
連絡先	TEL/FAX：04-7092-2561（うめ棟） TEL/FAX：04-7093-0953（さくら棟）							
施設長氏名	伊東 智子							
開設年月日	令和 2年 4月 1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	1号	1人	1人	1人	5人	5人	5人	15人
	2号・3号	3人	4人	12人	15人	15人	15人	64人
	合計	3人	4人	12人	20人	20人	20人	79人
当園の基本理念・方針	<p>○教育目標 『生き生きと活動し、心身ともに健康な子どもの育成』を教育目標とし、「元気よく遊べる子」自分の思いや考えを表現し、友だちと楽しくかかわりながら、力いっぱい遊び、楽しむ子。「思いやりのある子」自分の思いを伝えたり、友だちの気持ちを考えられる感性豊かで思いやりのある子。「考えて行動する子」物事に意欲を持ち、よく見て聞いて表現して楽しむ子を目指し、子どもたち一人一人の良さを認め、安全で温かい雰囲気環境のなか育成していくことを目的とする。</p> <p>○経営方針 一人一人の子どもが自分の思い・活動をふくらませ、仲間とともに育つ保育を目指す。（遊びを中心とした生活の中で生きる力を育てる。）</p>							

当園の基本理念・方針	<p>○経営の重点</p> <p>①遊びを中心とした生活の中で「生きる力」を育成していく。</p> <p>②身近な環境を活用し、子どもが感じたこと、考えたことを生き生きと表現できるような環境構成を工夫する。子ども一人一人に合わせた適切な支援を通して、子どもの思い、活動がふくらみ、ねらいが総合的に達成できるよう指導計画を充実させる。</p> <p>③一人一人の発達に応じて基本的な生活習慣の自立に向けて、家庭と連携して指導にあたる。自然や生き物との触れ合い、絵本の読み聞かせなどを通して、豊かな心情を育てる。</p> <p>④日常的に安全点検を徹底し、施設や遊具の使いやすい環境づくりを工夫するとともに、健康・安全教育を推進し、習慣化していく。</p> <p>⑤参観やおたよりを通じて、保護者の園に対する理解を図り、園・地域・保護者相互の連絡、連携を密にする。子育て支援としてのこども園の役割を検討し、充実を図る。</p> <p>⑥養護（生命の保持）と教育（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を中心とした生活と遊びを通して人間形成や社会性を育てる。</p>
------------	--

### (3) 施設の概要

敷地(うめ棟)	敷地全体	1 3 6 6 . 0 m <sup>2</sup>
	園庭	8 0 4 . 7 0 m <sup>2</sup>
園舎 (うめ棟)	構造	鉄筋コンクリート造 平屋建て
	延べ	3 9 6 . 3 0 m <sup>2</sup>
敷地 (さくら棟)	敷地全体	7 5 9 . 0 0 m <sup>2</sup>
	園庭	4 0 0 . 0 0 m <sup>2</sup>
園舎 (さくら棟)	構造	木造 平屋建て
	延べ	3 5 9 . 0 0 m <sup>2</sup>

#### (4) 主な設備の概要

うめ棟設備	部屋数	備 考
乳児室・ほふく室	1 室	つぼみ組：0歳児クラス もも組：1歳児クラス
保育室	2 室	たんぽぽ組：2歳児クラス うめ組：3歳児クラス
遊戯室・ホール	1 室	
調理室	1 室	
事務室・医務室	1 室	
倉庫	1 室	
休憩室	1 室	
さくら棟設備	部屋数	備 考
保育室	2 室	ばら組：4歳児 さくら組：5歳児
遊戯室・ホール	1 室	
事務室	1 室	
配膳室	1 室	
シャワー室	1 室	
更衣室	1 室	
洗面所	1 室	
倉庫	2 室	

#### (5) 職員体制 (令和8年4月1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	人	
主任保育教諭	2 人	2 人	人	
保育教諭	8 人	5 人	3 人	
教育補助員	1 人	人	1 人	
調理員	1 人	人	1 人	
用務員	1 人	人	1 人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	9時00分～14時00分（5時間）
一時預かり	保育時間	朝： 7時30分～ 8時30分
		夕： 14時00分～18時30分
		土曜： 7時30分～13時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日・県民の日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季（7月21日～8月31日）	
	冬季（12月24日～1月6日）	
	学年末・学年始休業日（3月25日～4月4日） ※4月1日から同月4日まで当該休業日に日曜日及び土曜日がある場合に当たっては、4月1日から起算して日曜日及び土曜日を除く4日間をいう。	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時30分～18時30分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	
	保育短時間	7時30分～ 8時00分 16時00分～18時30分
開所時間	月～金曜日	7時30分～18時30分
	土曜日	7時30分～13時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

## (7) 利用料等

利用者負担 (月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担 (保育料)		
実費徴収	給食費	1月あたり	5,500円
		1食あたり	275円
	絵本代	1か月あたり	420円～ 500円
その他	1号認定子どもの一時預かりに係る費用	月合計利用時間 1時間あたり	100円 (今後変更になる 場合があります)
	1号認定子どもの長期休業中一時預かりに係る給食費	1食あたり	350円
	2号・3号認定子どもの延長保育に係る費用	月合計利用時間 1時間あたり	100円 (今後変更になる 場合があります)

## (8) 支払方法

- ・保育料と給食費は、原則、口座振替をお願いします。
- ・振替日は月末です。ただし、12月は25日が振替日です。  
※月末や12月25日が休日等の場合は、翌営業日の振替となります。
- ・一時預かり利用料、延長保育料、絵本代等実費徴収に係る費用は現金での納付となります。

## (9) 提供する特定教育・保育の内容

### ○幼保連携型認定こども園の特定教育・保育

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。

- ・義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての3歳以上児の子どもに対する教育並びに0～2歳児の保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、子どもの健やかな成長が図られるような環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。また、子どもが他の子どもや保育者との生活を通して、人間として生きるための基礎となる力を身に付け、自己を形成していく場です。

○給食の提供について

★献立について

鴨川市子ども支援課の栄養士並びに鴨川市全認定こども園が協議のうえ、決定した共通献立。

★調理について

自園調理での完全給食を提供。離乳食は、後期から完了期まで。

★アレルギー児への対応について

医師の診断書のある場合に、鴨川市子ども支援課栄養士からアレルギー食の献立作成を受け、アレルギー代替食を提供。

### (10) 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式・1学期始業式・春の遠足・家庭確認・健康診断
5月	さつまいもの苗植え・夏野菜の苗植え・運動会・健康診断・園外保育
6月	むし歯予防教室・交通安全教室・避難訓練（園児引渡し訓練）・園外保育
7月	七夕会・家庭教育学級・水遊び・夏野菜の収穫・1学期終業式・保護者面談
8月	水遊び・夏野菜の収穫
9月	2学期始業式・園外保育・クッキング（4・5歳児）
10月	ミニ運動会・内科健診・修園遠足（5歳児）・秋の遠足（0～4歳児） ハロウィン・さつまいも掘り
11月	七五三祝い・就学時健康診断（5歳児）・マラソン大会（4・5歳児）
12月	クリスマス会・発表会・家庭教育学級・交通安全教室・2学期終業式 学級懇談会
1月	3学期始業式・お正月遊び・陶芸教室（5歳児）・迷路探検・園外保育
2月	豆まき・おみせやさんごっこ・お別れ遠足・クッキング（3・4・5歳児） 入園 進級説明会
3月	ひなまつり会・交通安全教室・お別れ会・修了証書授与式・学級懇談会 修了式

○その他の行事は園だより等でお知らせいたします。また都合により、変更になる場合があります。

## (1 1) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

<p>利用者の内定</p>	<p>【1号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の管理者が定めた選考方法による</li> </ul> <p>【2号・3号認定子ども】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が行う利用調整による</li> </ul>
<p>退園理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき (卒園を含む。)</li> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
<p>利用に当たっての留意事項</p>	<p>詳しくは、入園説明会の際、全保護者に配布した「入園のしおり」をご覧ください。以下特に留意していただきたい点をお示しします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登降園は、保護者の付き添いを原則とし、職員との受け渡しを行った後、登退所簿に記入をお願いします。早退、欠席、登園が9時以降になる場合は、9時までに連絡をしてください。また、お迎えの人や時間の変更は、必ず連絡をお願いします。</li> <li>・原則として、保育時間内でのお迎えをお願いします。緊急の場合でお迎えが遅れる場合はご連絡ください。連絡がない場合は、安全確認のため園から連絡をさせていただきます。</li> <li>・保育時間は、勤務時間＋通勤時間となります。</li> <li>・駐車場は、田原公民館・田原小学校体育館前の2か所をお借りしています。子どもたちの安全確保のため、駐車場で、走り回ったり遊んだりしないようお願いいたします。また、長時間の駐車はご遠慮ください。</li> <li>・熱が37.5℃ある場合は登園を控えてください。また登園後に38℃を超えた場合には、お迎えの連絡をさせていただきます。(37.5℃で一度連絡をさせていただきます。) ひきつけをした事があるお子さんは37.0℃で連絡いたします。また、熱がなくても嘔吐、下痢、顔色が悪い、ぐったりして元気がない等の症状の時は連絡いたします。</li> <li>・アレルギーや持病のあるお子さんについては、担任までお知らせください。</li> <li>・薬は原則として、お預かりすることはできません。</li> <li>・お子さんの健康管理の目安となるため、毎朝の検温をお願いいたします。</li> <li>・年2回の内科健診が義務づけられています。園で受診ができなかった場合は個人での受診をお願いいたします。</li> <li>・住所、仕事、世帯の状況や家庭状況などに変更があった場合は、「教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届出書)」の提出が必要です。必ず園へ申し出てください。</li> </ul>

## (12) 学校医

医療機関の名称	前川小児科クリニック
学校医名	近藤 敦
所在地	千葉県鴨川市貝渚136-1
電話番号	04-7093-0366

## (13) 学校歯科医

医療機関の名称	亀田総合病院
学校歯科医名	亀田 秀次
所在地	千葉県鴨川市東町929
電話番号	04-7092-2211

## (14) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変などがあった場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

### 【管轄する消防署】

消防署名	鴨川消防署
所在地	千葉県鴨川市横渚1393
電話番号	04-7093-2131

### 【管轄する警察署】

警察署名	鴨川警察署 西条駐在所
所在地	千葉県鴨川市八色1265-1
電話番号	04-7092-5700

## (15) 非常災害対策

防火管理者(うめ棟)	山田 奈保子
消防計画届出年月日	令和8年4月22日
避難訓練	避難及び消火、通報などを想定した訓練を月1回実施します。また、マチコミメール配信開封確認訓練を年に2回、園児引渡し訓練を年に1回実施します。 その他、地震、津波、風水害、不審者対応等の災害を想定した訓練を時期に合わせて実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防災無線を備えています。
避難場所	鴨川市立田原小学校 屋上または3階
緊急時の連絡手段	マチコミメール、電話連絡 等 連絡がとれない場合は、お家の方がお迎えにくるまでお子さんを園でお預かりします。

防火管理者(さくら棟)	内藤 恵子
消防計画届出年月日	令和8年4月22日
避難訓練	避難及び消火、通報などを想定した訓練を月1回実施します。また、マチコミメール配信開封確認訓練を年に2回、園児引渡し訓練を年に1回実施します。 その他、地震、津波、風水害、不審者対応等の災害を想定した訓練を時期に合わせて実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器、防災無線を備えています。
避難場所	鴨川市立田原小学校 屋上または3階
緊急時の連絡手段	マチコミメール、電話連絡 等 連絡がとれない場合は、お家の方がお迎えに来るまでお子さんを園でお預かりします。

## (16) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	山田 奈保子(うめ棟) 内藤 恵子(さくら棟)	(職名) 主任保育教諭
相談・苦情解決責任者	伊東 智子	(職名) 園長

### 【要望・苦情等への対応方法】

<p>要望・苦情等を受付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。</p> <p>要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、市からの求めがあった場合には、必要な改善を行い、市に報告をします。</p>
--

## (17) 賠償責任保険の加入状況

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

種類	災害の範囲	給付金額
医療費 (負傷・疾病)	<ul style="list-style-type: none"><li>原因である事由が園の管理下で生じたもので、治療（健康保険等の医療保険対象のもの）に要する費用の額が500点（5,000円）以上のもの</li><li>けがの他、皮膚炎、熱中症、溺水などの疾病も含まれる</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>医療保険診療の医療費総額の4割（そのうち1割の付加給付）の額【乳幼児医療助成により自己負担額が無い場合は1割の付加給付分のみ】</li><li>高額療養費の対象となる場合は自己負担額に1割の付加給付分を加算した額</li></ul>
障害見舞金	上記けがや疾病が治った後に障害が残ってしまった場合（その程度により第1級から第14級に区分される）	4,000万円～88万円 (通園中の災害の場合、2,000万円～44万円)
死亡見舞金	園の管理下において発生した事件に起因する死亡や上記疾病に直接起因する死亡	3,000万円 (通園中災害の場合、1,500万円)
	運動などの行為に起因する突然死	3,000万円 (通園中災害の場合、1,500万円)
	運動などの行為と関連のない突然死 (乳幼児突然死症候群など)	1,500万円 (通園中災害の場合も同額)

## (18) 個人情報の取り扱い

(個人情報の取り扱い方法)

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

## (19) その他保護者に説明すべき事項

使用したオムツを園で処理しますので、オムツを使用している方は鴨川市指定のごみ袋「燃やせるごみ用 45ℓ」1袋（10枚入り）をお持ちください。

なお、お持ち頂いたごみ袋につきましては返却はしませんのでご了承ください。